

I. マイナンバー記載の要件緩和について

今年も、年末調整の時期が近付いて参りました。昨年仰々しく「マイナンバー制度」の導入が告知されたことに関連し、年初あるいは入社時に従業員から提出を受け、年末調整事務に利用する「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下、扶養控除等申告書)には、原則としてマイナンバーの記載が必要となっておりますが、今年新たに、給与支払者のマイナンバーに係る安全管理措置への対応の負担軽減を図るため「マイナンバーの記載が不要」となる措置が導入されました。2通りの要件があるのですが、内容はそれぞれ以下の通りです。

1. 扶養控除等申告書に一定の記載がある場合

従業員から、**2回目以降**に提出を受ける扶養控除等申告書について、従業員が「マイナンバーは給与支払者に提出済のマイナンバーと相違ありません」という記載をして、さらに、先生方が「すでに提供を受けているマイナンバーを確認しました」という記載をすれば、マイナンバーの記載は不要となります。

2. 別途、一定の情報を記載した「帳簿」を作成している場合

一定の情報とは以下の通りです。

- (1) 従業員及び控除対象配偶者並びに扶養親族の「氏名」「住所」「マイナンバー」
- (2) 帳簿の作成にあたり提出を受けた申告書の名称(通常は扶養控除等申告書)
- (3) (2)の申告書の提出年月

1. のケースでは、上記の文言の記載の手間が、スタッフ及び給与支払者、双方にとって負担となりますが、2. のケースはどうでしょうか。一定の帳簿を備える必要はありますが、上記(1)の内容は、そもそもマイナンバーを記載した扶養控除等申告書に全ての情報が記載されていることになるわけで、そのコピーを別途ファイリングしておく等の対応でも帳簿を備えることと同等の行為とみなせる余地はあろうかと思えます。目的はあくまで「負担軽減」なので、その目的に沿って柔軟に対応を検討して下さい。

※ 注意点

上記1. 2. いずれの場合でも、**最初に従業員から提出を受ける扶養控除等申告書**については、**マイナンバーの記載は免除されません**(免除は2回目以降)ので、ご注意ください。

II. セルフメディケーション税制

続いて、**来年1月1日から開始**される「セルフメディケーション税制」を取り上げます。平成28年度の税制改正大綱のご紹介の際にも取り上げましたが、その後、具体的な要件等の決定がありましたのでご紹介させていただきます。

1. セルフメディケーション税制の概要

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、セルフメディケーション(自主服薬)を目的に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(薬局・ドラッグストア等で販売されている大衆薬・市販薬)を購入した場合で、購入金額が一世帯あたり年間**12,000円を超える**場合には、その**超える部分の金額を所得から差し引くことができる**という制度です(医療費控除との併用はできません)。いずれかを選択適用することとなります。

2. 対象となるスイッチOTC医薬品

対象となるスイッチOTC医薬品は、下記に掲載されております。コンタックやバファリンといった一般的な風邪薬に加え、胃薬(ガスター10)、ニコチンガム(ニコレット)、湿布(バンテリンコーワ)、栄養剤(キューピーコーワプラス)、水虫薬(ブテナロック)、痛み止め(ロキソニン)、痒み止め(メンソレータム)といった、**幅広いジャンルの医薬品が対象となっております**。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1080000-0-Iseikyoku/0000139974.pdf>

また、対象となるスイッチOTC医薬品には、平成29年以降、基本的に**対象であることを示すマーク**が表示されますので、購入の際に一目で確認できるようになります。

3. 適用を受けるための要件

適用を受けようとする者が「**健康増進や疾病予防への取組として『一定の取組』を行っていること**」が要件となっております。「一定の取組」とは、具体的には次のいずれかです。
①特定健康診査(いわゆるメタボ健診)②予防接種③定期健康診断(事業主健診)④健康診査⑤がん検診

すなわち、インフルエンザの予防接種を受けている、毎年会社で健康診断を受けている、市町村のがん検診を受けているといったことが該当してきます。適用にあたってはスイッチOTC医薬品自体の領収証が必要なのは言うまでもなく、「**一定の取組**」を行ったことを明らかにする書類(予防接種の領収証、健康診断の結果通知表等)も必要となりますのでご注意ください。なお、この一定の取組については、控除を受ける本人の分のみで良く、家族の購入費用を合算して申告する場合においても、その家族が一定の取組を行っている必要はありません。